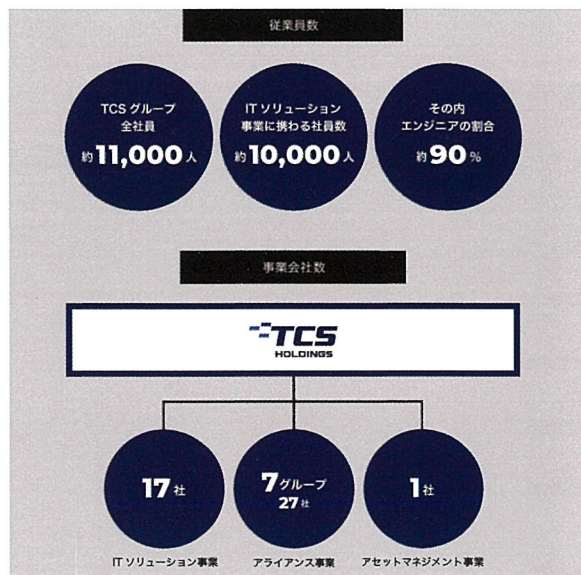


一般財団法人 TCS 奨学会は、
TCS グループによって設立されました

TCS グループは 1971 年の創業以来、ソフトウェア関連事業を
中核に発展し、今では様々な事業を手掛ける会社が軒を連ねる企業
グループです。



TCS 一般財団法人 TCS 奨学会

返済不要の給付型奨学金制度のご案内



TCS グループの概要は TCS ホールディングスのホームページで
ご覧いただけます。 <https://www.tcs-hd.jp/>

TCS 一般財団法人 TCS 奨学会

お問合せ、ご応募は財団 HP から

URL <https://www.tcs-foundation.or.jp/>

E-mail info@tcs-foundation.or.jp

TEL 03-3548-2311



情報社会の明日を担う 皆さんの夢をサポートします

本財団は、TCSホールディングス株式会社（代表取締役
高山芳之）が同社の創業者である「高山允伯」の遺志を継ぎ、
その理念である「情報社会の明日を創造・建設し、世界経済
の発展と人類社会の福祉向上に貢献する」有用な人材を育成
することを目的として設立いたしました。

本財団の事業として、向学心あふれる学術優秀な学生に対し
奨学援助を行うことで、日本ならびに国際社会の発展に貢献
することを設立の趣意としています。

一般財団法人 TCS 奨学会

理事長 高山 芳之

募集要項

奨学金の概要

奨学金の種類 給付型奨学金（返済不要）

応募の方法 財団 HP、郵送での書類送付による直接応募

給付期間 2022年4月1日より2023年3月31日までの1年間

給付金額 月額5万円（年間60万円）

募集人数 30名程度

応募資格・条件

- (1) 日本国内に居住し、日本国籍を有していること。
- (2) 日本国内の四年制大学及び修士課程大学院（通信・夜間を除く、以下「大学等」という）に2021年度に在学しており、2022年4月時点で大学2年生から大学4年生又は大学院1年生、大学院2年生に進学・進級見込みであること。
- (3) 最短修業年限で卒業見込みであること。
- (4) 修得単位数が標準単位数※以上で、直近の学業成績につき GPA（平均成績）が2.9以上であること。
- (5) 学修計画書の提出により、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって大学等における学修意欲を有していることが確認できること。
- (6) 本財団が企画する行事（懇親会等）への参加に協力することができること。
- (7) 申込時点で未成年の場合は、親権者の同意があること。

なお、応募に際して、世帯の所得水準及び他の給付型奨学金受給の有無に関する制限はございませんが、審査基準事項の一部となります。

※ 標準単位数 = 卒業必要単位数 ÷ 修業年限 × 在学年数

給付までの流れ

1 募集受付 2021/12/27 ~ 2022/ 2/14

当財団ホームページより必要事項を入力し、送信してください。なお、応募が到着し次第、準備書類について詳細を郵送いたします。

<https://www.tcs-foundation.or.jp/>

2 応募書類提出 2021/12/27 ~ 2022/ 2/14

応募に必要な書類を郵送してください。
※当日消印有効

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町
4丁目8番14号 東京建物第3室町ビル
一般財団法人TCS奨学会事務局 宛

3 選考 2022年2月~3月

いただいた書類をもとに、当財団の選考委員会にて厳正に選考いたします。

4 結果通知、受給手続き 2022年3月中旬

選考の結果をメール並びに郵送にて通知いたします。給付のための必要情報について申告していただきます。

5 奨学金の給付 2022年5月末~

初回の奨学金の給付は5月末日の予定です。
（4、5月の分を一括で支給します）
以降、隔月で2か月分を支給します。



2022年度奨学生募集要項

一般財団法人TCS奨学会
理事長 高山芳之

1 趣旨

一般財団法人TCS奨学会（以下、「本財団」といいます。）は、情報社会の明日を創造・建設し、世界経済の発展と人類社会の福祉向上に貢献する有用な人材を育成することを目的としています。

2 応募者の資格及び条件

- (1) 日本国内に居住し、日本国籍を有していること。
- (2) 日本国内の四年制大学及び修士課程大学院（通信・夜間を除く、以下「大学等」という）に2021年度に在学しており、2022年4月時点で大学2年生から大学4年生又は大学院1年生、大学院2年生に進学・進級見込みであること。
- (3) 最短修業年限で卒業見込みであること。
- (4) 修得単位数が標準単位数（※1）以上で、直近の学業成績につきGPA（平均成績）が2.9以上であること。
- (5) 学修計画書の提出により、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって大学等における学修意欲を有していることが確認できること。
- (6) 本財団が企画する行事（懇親会等）への参加に協力することができること。
- (7) 申込時点で未成年の場合は、親権者の同意があること。

なお、応募に際して、世帯の所得水準及び他の給付型奨学金受給の有無に関する制限はございませんが、審査基準事項の一部となります。

$$\text{※1 標準単位数} = \text{卒業必要単位数} \div \text{修業年限} \times \text{在学年数}$$

3 奨学金給付期間

2022年4月1日より2023年3月31日までの1年間

4 奨学金給付額

月額5万円（年間60万円）

この奨学金は、返済の必要はありません。（返還請求事由に該当する場合を除く）

5 支給方法

奨学金は奨学生本人名義の金融機関口座へ振り込みます。

振込みは2022年5月末、7月末、9月末、11月末、2023年1月末及び3月末（金融機関休業日の場合はその前営業日）に10万円ずつ6回に分割して行います。

6 募集予定人数

【Aグループ】・・・大学2年生及び大学3年生 15名程度

【Bグループ】・・・大学4年生、大学院1年生及び大学院2年生 15名程度

※学年はいずれも2022年4月時点における学年です。

7 応募方法

(1) 申込は、所定の申請用紙に必要事項を記入し、郵送による方法で受付けます。

なお、申請書類は、本財団のホームページからダウンロードできるほか、郵送での請求も可能です。

(2) 提出された書類は返却いたしません。本財団の個人情報保護方針に従い、適正に処理いたします。

(3) 提出書類（個人情報は適切に管理し、選考目的以外では使用しません）

① 申込書（6か月以内に撮影したカラー写真付き）

② 誓約書

③ 学修計画書

Aグループ：「ITへの興味とこれからの勉強」に関して作成すること

Bグループ：「ITに関する研究・開発」及び「他分野学問へのIT利用」に関して作成すること

④ 在学証明書（原本）

⑤ 直近の成績証明書

⑥ 住民票の原本（世帯全員のもので、本籍・マイナンバーの記載がないもの）

※一人暮らしで単独世帯の場合は、親の世帯全員の住民票も提出してください。

⑦ 父親・母親双方の令和3年度課税証明書又は所得証明書

※市区町村発行の所得金額の記載があるもの。

収入がない場合は所得金額の記載のない非課税証明書で可。

※両親不在の場合は扶養義務者のもの。

⑧ 個人情報の取扱いに関する同意書

8 申込期間

2021年12月27日（月）～2022年2月14日（月）（当日消印有効）

9 選考方法

奨学金給付対象者は、本財団の選考委員会において、出願書類による書類審査により候補者を選考し、本財団の理事会の決議を経て決定いたします。

なお、書類審査は1次選考（GPA、経済状況、他の奨学金の有無等により選考）及び2次選考（学修計画書により選考）の結果により審査致します。また本財団の2021年度奨学生に対しては、選考の際に一定の配慮をさせていただきます。

1 0 結果通知

採否に関わらず、審査結果は2022年3月下旬をめどに、郵送にて通知いたします。

ただし、審査結果及び審査理由等には一切お答えいたしかねます。

1 1 懇親会

2022年5月頃を予定しております。

採用者には事前に通知いたしますので、ご出席をお願いいたします。

なお、懇親会出席に必要な交通費（国内分）は本財団が負担いたします。

1 2 報告及び届出事項

(1) 報告

奨学生は、成績証明書及び報告書を、給付期間終了後、2023年5月末までに事務

局にご提出ください。

(2) 届出事項

休学、転学、退学、長期欠席、停学、留年、その他の処分、氏名及び住所等の変更

については、すみやかに事務局にご連絡ください。

1 3 奨学金の休止、停止、打ち切り

下記の事由に該当したときは、奨学金の休止、停止、打ち切りを求めることがあります。

- (1) 奨学金の申請書に虚偽の記載があった場合
- (2) 奨学生が奨学金の受給中に、休学、停学、留年及び退学した場合
- (3) 奨学生が本財団に対し指定された書類を提出しない場合
- (4) 本財団の信用を害した場合
- (5) その他応募者の資格及び条件を欠いた場合
- (6) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があった場合

1 4 奨学金の返還請求

奨学金の休止、停止、打ち切りを決定した事案について特に悪質と認められる場合で、下記の事情のいずれかがある場合、理事長は選考委員会の決議を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることがあります。

- (1) 申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合
- (2) 奨学生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合
- (3) 奨学生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が奨学生に起因する場合
- (4) 奨学生が本規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘わらず、改善されない場合

- (5) 犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合
- (6) 前各号の他、本財団の奨学金の趣旨に著しく反する場合

1.5 個人情報の取扱い

- (1) 本財団が、応募書類から得た応募者の個人情報は、奨学金給付対象者の選考、審査結果の本人への通知など、選考業務に限定して使用いたします。
- (2) 奨学金給付対象者の実績人数は、本財団のホームページに掲載するほか、必要となる関係各所へ報告いたします。

1.6 その他

- (1) 本財団は、奨学生の卒業後の就職その他についての何らの制限拘束を課すこととはございません。
- (2) この募集要項に記載してある事項につき、不明の箇所又は疑問点があれば、本財団の事務局までお問い合わせください。

1.7 申請書類提出先・連絡先

一般財団法人TCS奨学会事務局

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号東京建物第3室町ビル

電話：03-3548-2311

Mail：info@tcs-foundation.or.jp

※申請書送付用封筒の表面には「奨学生応募書類在中」と明記してください。

※書類の不足があった場合は、いかなる理由であれ受理いたしません。

※お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。